

不活性ガス消火設備等の噴射ヘッドの基準

(平成七年六月六日)

(消防庁告示第七号)

改正 平成十一年 九月 八日 消防庁告示第 七号

同 一二年 五月三一日同 第 八号

同 一三年 三月三〇日同 第一八号

令和 元年 六月二八日同 第 二号

消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号)第十九条第一項第四号、同条第二項第四号、第二十条第一項第四号、同条第二項第二号、第二十一条第一項第三号及び同条第二項第二号の規定に基づき、二酸化炭素消火設備等の噴射ヘッドの基準を次のように定める。

不活性ガス消火設備等の噴射ヘッドの基準

(平一三消庁告一八・改称)

第一 趣旨

この告示は、消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号)第十九条第二項第四号、同条第二項第四号、第二十条第一項第四号、同条第二項第二号、第二十一条第一項第三号及び同条第二項第二号に規定する不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備及び粉末消火設備の噴射ヘッドの基準を定めるものとする。

第二 構造及び機能

噴射ヘッドの構造及び機能は、次に定めるところによる。

- 一 本体、ノズル、ホーン、デフレクター等により構成されたものであること。
- 二 使用時に、機能に影響を及ぼす変形、損傷等の異常を生じないものであること。
- 三 管との接続部は、管と容易に、かつ、確実に接続できるものであること。
- 四 外表面は、使用上支障のある腐食、割れ、きず又はしわがないものであること。
- 五 流体の通過する部分は、平滑な仕上げがなされていること。
- 六 オリフィス径が三ミリメートル未満の噴射ヘッド(粉末消火設備に用いるものを除く。)には、目づまり防止用のフィルターを設けること。ただし、構造上フィルターを組み込めない噴射ヘッドにあっては、別にフィルターを取り付けること。
- 七 ほこり又は湿気により機能に異常を生じないものであること。

第三 材質

噴射ヘッドの材質は、次に定めるところによる。

- 一 本体は、次のいずれかに適合するものであること。
 - (一) JIS(産業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)第二十条第一項の日本産業規格をいう。以下同じ。)H三二五〇、G四三〇三又はG四〇五一
 - (二) (一)に掲げるものと同一又は類似の試料採取方法及び試験方法により化学的成分及び機械的性質が同一である又は類似しているもの
 - (三) (一)又は(二)に掲げるものと同様以上の強度及び耐食性を有するもの
- 二 ノズルは、次のいずれかに適合するものであること。
 - (一) JISH三二五〇、G四三〇三又はH五二〇二
 - (二) (一)に掲げるものと同一又は類似の試料採取方法及び試験方法により化学的成分及び機械的性質が同一である又は類似しているもの
 - (三) (一)又は(二)に掲げるものと同様以上の強度及び耐食性を有するもの
- 三 ホーン、デフレクター等は、金属製のものであること。

四 さびの発生により機能に著しい影響を及ぼすおそれのある部分については、有効な防錆処理を施したものであること。

第四 等価噴口面積

噴射ヘッドのオリフィスは、等価噴口面積を水により測定した場合、その値が別表に掲げるコード番号に応じたものとなっていること。

第五 表示

噴射ヘッドには、次の各号に掲げる事項をその見易い箇所に容易に消えないように表示すること。

- 一 製造者名又は商標
- 二 コード番号
- 三 型式記号
- 四 製造年(特殊なものを除く。)

附 則

この告示は、平成七年十月一日から施行する。

附 則 (平成十一年九月八日消防庁告示第七号) 抄
(施行期日)

第一条 この告示は、平成十一年十月一日から施行する。

附 則 (平成十二年五月三十一日消防庁告示第八号)

この告示は、平成十二年六月一日から施行する。

附 則 (平成十三年三月三〇日消防庁告示第一八号)

この告示は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年六月二八日消防庁告示第二号)

この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

別表 コード番号に対する等価噴口面積

コード番号	等価噴口面積(mm ²)	コード番号	等価噴口面積(mm ²)
-4	0.50	31	28.3
-3	0.57	32	31.2
-2	0.64	33	35.3
-1	0.71	34	39.6
0	0.79	35	44.2
1	0.88	36	50.3
2	0.99	37	56.7
3	1.09	38	63.6
4	1.23	39	70.9
5	1.37	40	78.5
6	1.54	41	88.2
7	1.77	42	98.5
8	2.01	43	109
9	2.27	44	123
10	2.54	45	137

11	2.84	46	154
12	3.14	47	177
13	3.53	48	201
14	3.94	49	227
15	4.37	50	254
16	4.91	51	284
17	5.52	52	314
18	6.16	53	353
19	7.07	54	394
20	7.79	55	437
21	8.81	56	491
22	9.90	57	552
23	11.0	58	616
24	12.6	59	707
25	14.2	60	779
26	15.9	61	881
27	17.7	62	990
28	19.6	63	1104
29	22.1	64	1257
30	24.6		